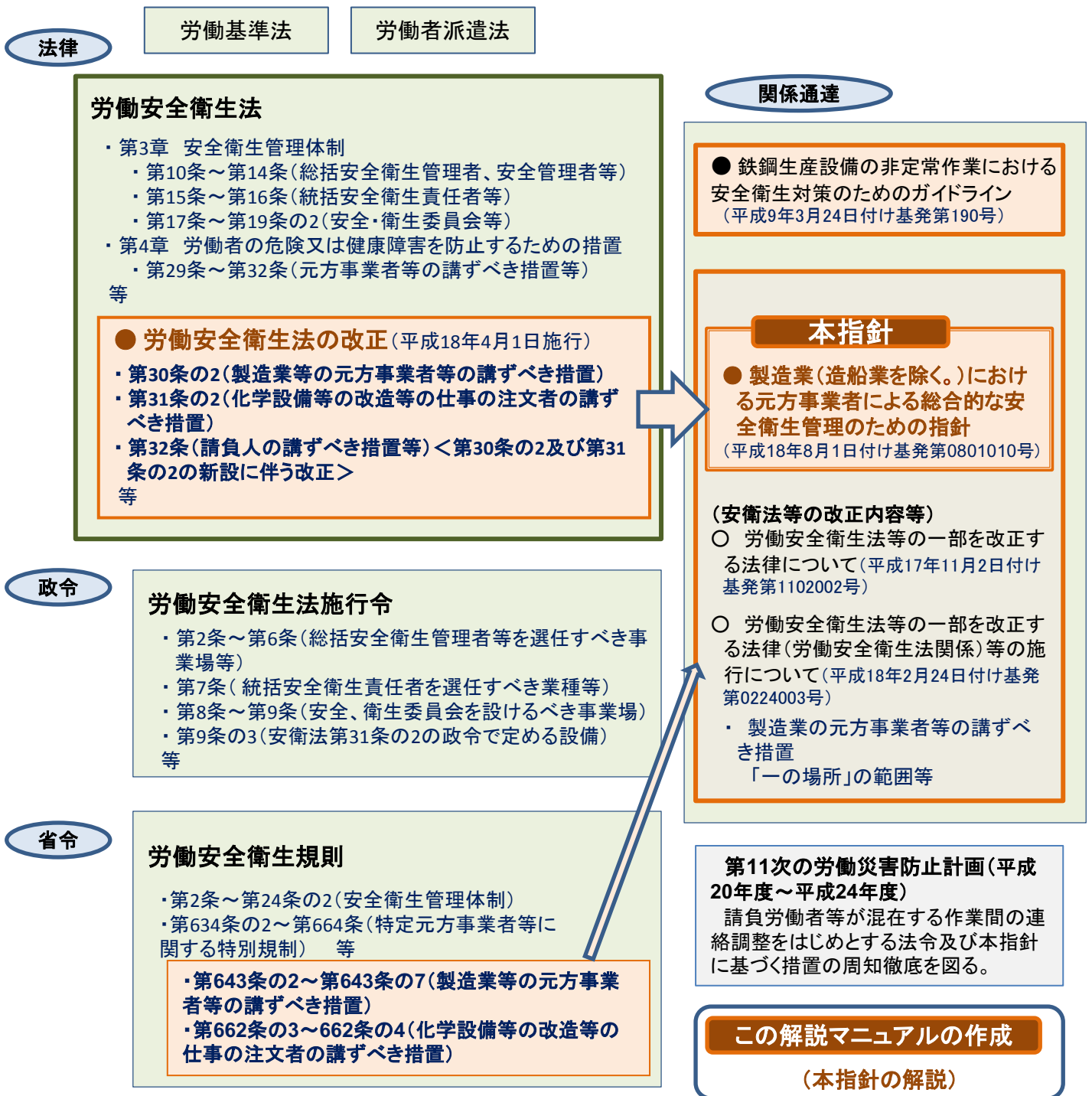


●本指針に係る関係法令・通達等

ここで、本指針の労働安全衛生法の体系の中での位置づけの概要を示しておきます。
本指針の解説マニュアルの各項目の解説の中では、下図の各関係法令から通達までを適時参照します。



この解説マニュアルでは以下原則として、「労働安全衛生法」を単に「安衛法」、「労働安全衛生法施行令」は「令」、労働安全衛生規則は「安衛則」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」は「派遣法」、「製造業(造船業を除く)における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」は「本指針」、また「元方事業者による建設現場安全管理指針(平成7年4月21日基発第267号の2)」は「建設元方指針」、「安衛法またはこれに基づく命令」は「安衛法令」と略記します。